

境港市の取り組み状況について

I、令和3年度から新たにプランに追加した施策についての取り組みについて

① 相談支援体制の充実・強化について

- ・障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う「一般相談」については、令和元年度より「障害者支援センターさかいみなど」に境港市単独で相談を委託していますが、令和3年度からは、精神障がいの方の地域移行等進めていくにあたり「エポック翼」にも委託することとし、相談体制がさらに充実しました。
- ・一般相談について周知を図るため、12月号市報に掲載する予定です。
- ・毎月、西部圏域で実施しています相談支援事業所の連絡会等で情報共有や課題検討を行っています。また、令和3年10月には市内の相談支援事業所と一般相談委託事業所とで意見交換を行いました。

② 障がい福祉人材の確保について

- ・人材確保のため、県が実施する研修へ参加しやすい環境作りを行うことを目的に令和3年度から市内の事業所の従業者等が参加する研修が西部以外で実施される場合に、交通費を助成する制度を新たに設けました。

③ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に市の職員も参加し、スキルアップを行いました。
- ・障害福祉サービスに係る事業所からの請求を毎月審査し、警告内容等について事業所に連絡をして共有を行っています。
- ・県が実施する実地指導に同行し、適切なサービスの提供ができていのかどうか県と共に確認をしています。

④ 新型コロナウイルス感染症等について

- ・安定したサービスが提供できるように県及び近隣市町村と連携して、西部9市町村において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の事業所対応マニュアルを作成し、事業所に対して周知を行いました。

⑤ 地域生活支援拠点等の整備について

・緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談などの支援を行う体制を整え、緊急時の受け入れ体制を確保し、障がいのある方が地域で安心して生活できるように地域生活支援拠点等を令和2年度に整備しました。

相談については、障害者支援センターさかいみなど、緊急時の受け入れについては、光洋の里とショートステイつばさ上後藤に拠点としての機能をお願いしています。

⑥ 読書バリアフリー法の推進について

・令和3年度よりサピエ図書館を導入し、録音図書などのデータベースが活用できるようになりました。

※サピエ図書館とは、視覚障がいのある方などに対して録音図書により、情報を提供する図書館です。読みたい図書のデータをSDやCDに入れ、再生機を利用して音声を流し、図書を楽しむものです。

II、令和2年度に策定委員会や当事者団体からいただいた意見に対する取り組みについて

① 精神障がいのある方への防犯についての啓発をしてほしい。

・コロナ感染症等の影響により、当事者の方たちを対象とした啓発ができていませんが、状況を見ながら、機会を作りたいと思います。

② ヘルプマークの周知について

・令和3年8月の市報にて再度周知を行いました。また、いざというときに必要な支援等を周囲の人をお願いするためのヘルプカードの配布も始まったことから、合わせて市報及びホームページで周知を行いました。

(参考) 令和3年9月末現在の配布数

ヘルプマーク 307個

ヘルプカード 45枚(令和3年6月1日配布開始)

③ 障がいのある方でも利用できるトレーニング機器が常備してある場所がほしい。

・引き続き、研究していきたいと思います。

- ④ 放課後等デイサービスに入るお子さんが増え、見込量がかなり増えるのではないかと。何かプラスの方策はあるのか。
- ・令和2年度以降において、放課後等デイサービスを利用される方が増えましたが、令和3年度に、市内に1箇所事業所が新設されたことと、現在米子市でサービスを提供されている事業所が、境港市でも事業を開始されたこととともない、境港市でのサービス提供が充実してきました。
- ⑤ 「相談支援体制の充実・強化」のための取り組みにおいて、市内の事業所で地域の課題を検討できる体制づくりを検討してはどうか。
- ・令和3年10月に市内の相談支援事業所と一般相談委託事業所で、地域の課題等について意見交換を行いました。
- ⑥ 現在、当事者団体の方などの意見を聞く場は設けてあるが、それ以外の方からの意見をどうやってみとっていくのか。
- ・病気やケガなどによって「視力低下」や「視野障がい」が生じ、全く見えないわけではないですが、日常生活において不自由さを感じておられる状態であるロービジョンの方や歩行訓練士の方などと意見交換会を開催しました。
- ⑦ 18歳以上の精神障害者保健福祉手帳の所持者と自立支援医療受給者の人数を教えてください。

令和2年度 精神障害者保健福祉手帳所持者数

	18歳未満	18歳以上	計
1級	0	33	33
2級	3	254	257
3級	8	49	57
	11	336	347

令和2年度 自立支援医療受給者数

	18歳未満	18歳以上	計
受給者	8	823	831

Ⅲ、継続的に取り組んでいる施策で、令和2年度以降の新たな取り組みについて

(1) 生活支援

■相談支援体制の充実

- 障がいのある方が障害福祉サービス利用時に必要となるサービス等利用計画の作成の円滑化、スピーディーにサービス利用が可能となる体制を整えるため、令和3年1月に新たに市内に指定特定相談支援事業所が1箇所設置され、計4箇所となりました。

■在宅サービス等の充実

- 令和3年1月に居宅介護・重度訪問介護事業所が1箇所、令和3年1月と2月に就労継続支援B型事業所が2箇所開設し、在宅サービスの円滑な利用が可能となりました。また、日中活動の場が増え、障がいのある方が自立した生活を送ることができる環境が充実しました。
- 短期入所を併設したグループホームが令和3年3月に完成したため、境港市民間障がい者福祉施設整備費等補助金を交付しました。

■障がいのある児童への支援の充実

- 令和3年9月に放課後等デイサービスの事業所が新たに1箇所開設されました。また、米子市で放課後等デイサービスを開設している事業所が、新たに本市での事業も令和3年7月に開始され、市内でのサービスが充足してきています。

■福祉用具の普及

- 令和3年度より日常生活用具等の給付の拡充を行い、紙おむつの支給対象者を、医師が必要と認めた3歳以上20歳未満の方で、療育手帳Aを所持している方や、3歳以上で発生した症状又は事由に起因する下肢又は体幹機能障害2級以上の方にも拡充しました。

(2) 保健・医療**■保健・医療の充実**

- 医療的ケアが必要な障がいのある方が、希望する障がい福祉サービス事業所を利用できるようにするため、事業所に看護師等を派遣する際の補助制度の準備を進めています。
- 新型コロナワクチン接種においては、重度心身障がいの方や重い精神障がいのある方を優先接種の対象として接種を行いました。
また、障がい者福祉タクシー料金助成事業の対象の方については、ワクチン接種会場との交通費の助成を実施しました。
- 心臓機能障害1級、腎臓機能障害1級、呼吸機能障害1級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1級の方に対するインフルエンザ予防接種の助成制度を令和3年度から開始しました。
- 熱中症予防対策として、居住する住宅にエアコンが未設置で、身体障害者手帳1、2級もしくは療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる市民税非課税世帯に対して、エアコン設置費用の助成を行っています。

■精神保健・医療の充実

○ 令和3年7月1日から、住民税非課税世帯の精神障害者保健福祉手帳2、3級をお持ちの方も、単市の特別医療費助成制度の対象となりました。

(3) 教育、文化・芸術活動、スポーツ等**■文化・芸術活動の推進**

○ 障がいのある方の文化・芸術活動への意欲向上と、発表の場を創る等、障がいのある方の社会参加が進むように、障がいのある方の芸術・文化作品展示のイベント「ほっとはあと」を令和2年度はコロナウイルス感染症等の影響によりできませんでした。今年度は12月15日～1月10日に老人福祉センター浜の里ほっとギャラリーにて行う予定としています。

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援**■総合的な就労支援・就労の底上げ**

- 市内の就労継続支援事業所で、「就労に関するワーキンググループ」を立ち上げ、事業所の概要や作業内容を掲載したパンフレットを作成し、令和3年8月に市内の約800企業に郵送しました。その結果、2事業所に対して企業から作業依頼がありました。
- 障がいのある方の農業分野での就労支援について鳥取県農福連携推進コーディネーターと連携し、農家への意向調査などを行った結果、一つの農業法人から1事業所へ作業依頼がありました。
- 現在、市役所内で販売を行っています「それいゆ du さかいみなど」について、令和4年7月に開館する市民交流センターでの販売に向けて協議を行っています。
- 企業が重度障害者等を雇用する場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を実施する雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する予定としています。

(5) 生活環境**■住宅の確保**

- 障がいのある方が在宅で安心して生活できるように、短期入所を併設したグループホームが令和3年4月に開所しました。
- 交通手段がなく外出が制限される障がいのある方には、地域生活支援事業の移動支援の利用等により外出を支援しています。移動支援事業を実施する事業所が市内にはありませんでしたが、令和3年3月に市内に初めて事業所が新設され、市内での利用も充実しました。

■福祉のまちづくりの推進

○ 病気やケガなどによって「視力低下」や「視野障がい」が生じ、全く見えないわけではないですが、日常生活において不自由さを感じておられる状態であるロービジョンについて、周知を行いました。また、庁舎の階段にオレンジのテープを貼るなどして、見えにくい方が階段の段差がわかるように注意喚起を行いました。

(6) 情報アクセシビリティ**■情報アクセス、コミュニケーション支援の充実**

○ 要望により、視覚障がいのある方が利用される再生用のポータブルレコーダーの基準額を35,000円から48,000円に引き上げました。

※ポータブルレコーダーとは、CDに録音された図書などの再生を行うものです。

○ きこえない、きこえにくいことで困っておられる方に対して、聴覚障がい者センターが無料で実施している情報機器（ヒアリングループおよびコミュニケーション）の貸出しについては11月号市報、要約筆記者や手話通訳者の派遣事業については12月号市報で周知を行います。

(9) 行政サービス等における配慮**■あいサポート運動の推進**

○ 援助や配慮が必要であることを知らせる「ヘルプマーク」について、令和3年8月の市報において周知を行いました。また、いざというときに必要な支援等を周囲の人をお願いするための「ヘルプカード」の配布も始まったことから、合わせて市報及びホームページで周知を行い、窓口での配布を行っています。

■交流と理解

○ 障がいへの理解を深めるため、今年度末にパラリンピック出場経験のあるアスリートを招いて講演会を行う予定としています。